

改正法の施行期日について

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第87回）	資料 6
令和 7 年 11 月 17 日	

○「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」について、**令和 8 年 10 月 1 日**としてはどうか。

【改正法の施行期日】

- 「カスタマーハラスメント」及び「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」に関する措置義務等の規定
・・・公布日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- 女性活躍推進法に関する規定
・・・同法の延長期限の始期である令和 8 年 4 月 1 日
- 上記以外の準備期間を設ける必要のない規定
・・・公布の日

<参考：改正法附則>
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 ・ 二 （略）



【施行期日政令】（イメージ）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、**令和八年十月一日**とする。